

第
4690
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 3月18日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 小規模企業共済契約者が死亡した場合

Q：小規模企業共済の掛け金を払っていた父が亡くなりました。私は、死亡一時金をもらわずに承継通算しようと思っています。死亡一時金は退職手当金に該当し相続税法上非課税となりますが、承継通算した場合には、退職金に対する非課税の適用はどうなりますでしょうか？

A：一時金をもらう場合と同じ取り扱いになります。

【解説】

さきごろ、国税庁に対して同様の事前照会があり、次のような回答がされています。

すなわち、相続税法では、被相続人の死亡により相続人その他の者がその被相続人に支給されるべきであった退職手当金、功労金、その他一定の年金又は一時金に関する権利は、退職手当金として一定の金額が非課税となるが、小規模企業共済契約に基づいて支給を受ける一時金に関する権利についても退職手当金に該当するものとしている。

ご質問のような場合には、相続人は被相続人の死亡によって、この一時金の支給を受ける権利を有することになるが、その支給に代えて新しい契約に承継通算する場合においても、その権利は退職手当金に含まれることとなる。

したがって、退職手当金の非課税規定の適用も受けることができる。

なお、この場合の一時金に関する権利の価額は、相続開始時における一時金の額となる、としています。

